

関西労災職業病 No.39

関西労働者安全センター

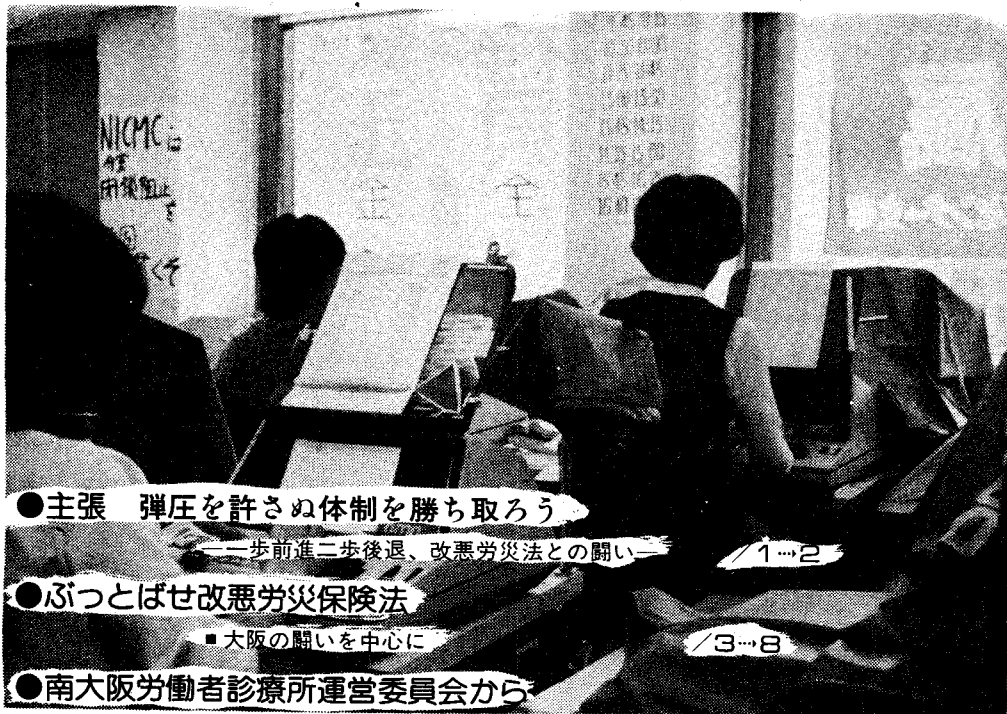
1977.7.30発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円



●主張 弾圧を許さぬ体制を勝ち取ろう

— 一歩前進二歩後退、改悪労災法との闘い —

／1→2

●ぶっとばせ改悪労災保険法

■大阪の闘いを中心に

／3→8

●南大阪労働者診療所運営委員会から

●医療隊活動、健康保険闘争

●第一回運営委総会の準備はじまる

／9→10

●特別アピール

◆生命と健康を守る会結成す◆

／11→12

●事務局だより

／12

●前線から (関東版)

／13→14

●ニュース (前線から)

／15→20

制を勝ち取る

改悪労災法との闘い

強硬策に転じた

大阪労基局

去る7月2日、大阪市内森の宮の中央労基署に警察が導入され、労災保険法の改悪に反対し、交渉していた労組・被災者等約30名が強制的に排除されるといふ事件が起つた。我々はこの事実を2つの観点から理解すべきであると思う。

オ一には、政府・労働省が労災保険法改悪にける熱意とその焦りである。それは昭和48年の閣経協の労災法改悪要請をもち出すまでもなく、利潤を生み出さない被災労働者の企業からのパージと、加害企業の民事責任免除、労基法からの災害補償の削除をはじめとする被災労働者の諸権利の奪の問題が資本・政府にとって具体的に緊急な課題として出てきているといふことである。政府の当初の思ひくをはずれ、この改悪法は多

くの闘う労働者大衆にその犯罪性を見破られ、こつぴどい反撃を受けた。国会における「治る見込のある人は特別の例を除いて年金の対象としない」という政府答弁、また大阪労基局の「傷病年金移行にあたって本人の同意なく解雇制限が解除されない様に省令に定める事を本省に上申する」、「年金移行は将来にわたって労働不能の人のみに限定する様に上申する」という確認に表わされるように、労働省は押しまくられ、首切りにしようとしていた被災者の枠をどんどん狭められてきた。労働者側は現在「職場復帰の可能性ある被災者を傷病年金（首切年金）に移すな」の要求で闘っているが、これを認めれば今回の法改悪の意味がほとんどなくなることは明らかであり、労働省・労基局はこの要求斗争の前進と同時に、今までの一定の譲歩のホーズをなげり捨てて、強硬策に転じてきたとみるべきである。

主張

弾圧許さぬ体

一步前進二步後退

オ二点は、大阪の斗う労働者総体にかけられた弾圧攻勢の一環という問題である。今年の二月、春斗を前に石田首相は来阪し、「大阪の労働運動は暴力集団だ。嚴重に取締れ」と発言した事が多岐的であるように、昨年来、全金・全港湾・全国一般等の争議への警察権力介入は日増しに露骨になつてきている。労働運動の全般的な右傾化が進行している中で、労働者の権利を守るという基本的な運動を「極左」化し、徹底した刑事弾圧によって、多くの労働者大衆をこれらの原則的な労働運動組織と切り離そうとするものである。

広汎な労働戦線

との結合を

こらう2つの観点を踏まえ、我々は中央労基署への警察導入にみられる労働行政の反動化に正しく対応し、弾圧を克服してい

なねばならない。

我々が早急に確認すべき点はこの弾圧が決して我々のみにかげられたものでなく、斗う部隊に共通しているものだということである。従つて、まず、弾圧下で斗っている多くの労働者部隊と緊密な結合を行つていかねばならない。オ二には、我々の斗いび決して孤立することなく、弾圧が全ての労働者への弾圧であることを大衆的に確認して、くために、大阪総評を中心に多くの労働者と団結し、共に闘う体制を整えることである。

敵が狂暴化し、一切の粉飾を投げ捨てたとき、これはある意味において、我々に一つのチャンスを与える。それは多くの大衆が弾圧に負けない運動と組織をみちとるために共に奮闘するということである。

労災保険法改悪反対の斗いはまさに一步前進二步後退である。弾圧を許さない体制をかちとり労働行政、大阪労基局への大反撃を準備しよう！

☆は、とせ☆
☆つば

改悪労働災保障法

被災労働者を中心とした改悪労働法に対する激烈な闘いの中、大阪労働基局をはじめとする労働行政はその本性をむき出しにしてきた。7月1日の大阪労働基局通達（一切の要求をのむな）7月2日中央労働基署への警察導

入を契機として、その後の反動ぶりには目に余るものがある。今回は大阪の闘いを中心に報告するが、我々は改悪労働法との闘いが現在のその正念場であること、また闘いの飛躍的拡大の必要性につき再認識すべきである。

労働基署への連続斗争で

大阪労働基局の指示突破

大阪労働基局は、去る5月30日管内全監督署長を召集し、傷病年金移行について(1)被災者への説明会は不要(2)本人の同意も不

に、説明会同意ともに認めざるをえない状況に迫りこまれた。(西及び西野田・天満との交渉の一部は全号掲載のため略)

要との指示を行っていたが、

6月20日以降の連続斗争で各監督署は、被災者の強い要求の前

改悪反対運動の最近の動き(大阪)

6月18日	大阪府被災労働者同盟 西労働基署に交渉申入
同 20日	西労働基署との連続斗争展開(5月30日大阪労働基指示を突破)
同 23日	才一回天満労働基署交渉
同 24日	才一回西野田労働基署交渉
同 25日	才二回西野田交渉
同 27日	才二回天満交渉
同 28日	才一回阿倍野労働基署交渉
同 29日	東大阪労働基署交渉
同 30日	才二回阿倍野交渉
7月1日	※大阪労働基局管内全労働基署長を召集し再度強行指示
同 2日	大阪労働基局が反動通達(大星発七七〇号)中央労働基署交渉一警察導入で排除

西野田労基署

6月24日の交渉に続き 翌25

日も早朝から、被災労働者同盟
 全金・自運労などの労働者約20
 名の労働者によつて西野田労基
 署との交渉が行われた。昼休み
 をはさんで約8時間に行たる激
 しい追及の結果、以下の確認を
 からとつた。

へ議事録

- (一) 当署は今回の労災法改正が解雇促進という重大な問題をばらうむので、被災者に対して説明会を南くべきだと判断する。しかし現時点では大阪労基局から所轄監督署において説明会を南かないようにとの指示があるのので、当署の判断を止し、説明会が当署において開けるよう努力する。
- (二) 万一労基局の指示が変更されない場合は、傷病年金移行の対象者に改正法の内容を説明し、相談に心ずる機会を「傷病の状態等に際する届」提出以前に必ず設ける。

具体的な日程等については署内で検討の上すみやかに明らかにする。

- (三) 当署としては、改正労災法の傷病年金制度は解雇制限解除の問題があるので、傷病年金移行に際しては本人の同意を得ることが必要であると考える。また去る5月31日の署長会議において、大阪労基局から、移行に際し本人の同意をえる必要がない旨の指示を伝えられていたので、当署の考えを大阪労基局に上申し、局からの指示に本人の同意を必要とするという内容が折りこまれるよう努める。さうに以上の考えを署長会議にも提起する。

昭和52年6月25日
 西野田労働基準監督署
 長 岡田吉雄 (印)

天満労基署

6月23日のヤ一回交渉に続き
 6月29日には、全金岩井計算せ

7月7日	天満労基署8日の交渉の中止通告
同 8日	国鉄環状線森宮でビラまき↓中央労基署へ抗議行動
同 9日	反撃に向けヤ一回対策会議(於全金田中機橋)
同 14日	環状線天満・森宮でビラまき
同 15日	西野田労基署・交渉団に人数制限(5人)時間制限
同 22日	才二回対策会議(於全港湾西地本)

ンター 労金労組 全国一般ヨネミヤ労組 全石油スラなどから労働者が参加し、才二回目の交渉が行われた。当日は終始「説明会」の話で議論が続き、朝9時から昼食をはさんで約7時間に行たる徹底した話し合いの中で、大阪労基局が万一説明会開催不要の考えを変えない場合は「署の責任において、周知

徹底をはかるための具体的措置（説明会の類のもの）を決める」ことを確認した。

また、以前から要求している「職場復帰の可能性ある被災者の年金移行に際しての本人同意」の回数は次回7月3日に話し合うことを約束した。

【東大阪労基署】

6月29日 被災労働者同盟 自選労などの労働者は、東大阪労基署へつめかけ、丸一日「説明会」「本人同意」の向題について署長と意見を交した。その結果、その必要性を認め局へ上申するとともに「その説明を対象者に行い、年金移行には「医証」本人の所訴」を尊重することを確認した。

【阿倍野労基署】

6月28日は午前9時から午後5時まで、続く30日は9時から夜の8時までに行わたる交渉が、

のべにして40名近くの労働者の参加によつて行われたが、焦点になつてゐる「本人同意」の向題については、30日以下の確認書をからとつた。

△確認書▽

署としては、傷病年金の移行により、被災労働者の解雇促進につながらざるが、あると判断した。従つて年金対象者に対しては本人の同意を必要とする判断する。しかし局が「本人の同意を得る必要がない」と指示しているのが「本人の同意を得

てから年金移行するよう」上申する。

年金移行の具体的事務については、届書に本人の所訴を添付させるとともに、届書の如理にあつては、十分調査検討して本人の事情を勘案の上、本人の不利とならないように、慎重に処理することに努力する。

昭和52年6月30日
阿倍野労基署監督署
局長 勝田 甫

あわてる大阪労基局

さらさら態度を硬化

督署が次々に5月30日の局指示を突破され、確認書を書いていくのにあわてた大阪労基局は、

7-1 反動通達

被災労働者を中心とした激しい労基署斗争によつて、管内監

7月1日付をもつて通達を出した。(大基発オヒヒ〇号)これは関西労働者安全センターや大阪府被災労働者同盟などから出されてゐる傷病年金移行に突する

要求は一切認めなくてはならないというものである。このようになりふりかまわぬ大阪労基局の姿勢は、これ以上労働者の要求に配慮していれば、法改悪の意味がなくなるという、労働行政の危機意識の現れと考えられる。

二年前、大衆的な労災斗争のモリエリの中で、大阪労基局は「集団陳情対策要領」なるものを出し、斗いを弾圧しようとしたが、大阪総評をはじめとする広汎な労働者の力で、残々はこれを全面撤回させた。有史があるその経験を生かし、ア・一・通達を粉碎する斗いをまき起さねばならない。

7・2 中央労基・警察導入を強行

7月2日、早朝より、労金労組、全国一般ヨネミヤ労組などを中心とする労働者約30名は、中央労基署に押し、改悪労災法の運用にあたって、被災者の解雇促進が行われぬようにせよ

との要求で交渉を行っていたが、当局は終始一貫して話し合いにまじめに対応せず、そして正午をすぎた頃になると突然「退去命令を出し、その水に基いて警察を導入し、一方的に交渉団を排除する」という暴挙に出た。

7・7 天満労基・交渉の約束を破棄

天満労基署は前回の交渉（6月27日）において、次回交渉日

は7月8日とすること、及び議題は「取壊復帰の可能性ある被災者の年金移行についての本人の同意の問題」と約束していたが、交渉前日の7月7日、「局から強い通達が出たので、今話しあっても仕方がない」と、交渉を行わない旨を安全センターの方へ通知してきた。

西野田労基反動化 交渉に 人数制限・時間制限

7月15日、住友電工の斗う労働者有志は、住電の労基法違反の是正を求めて西野田労基署と交渉をもった。これは心筋梗塞で死した政高松氏の労災認定以後、死七条件たる劣悪な労働

条件の改善のため継続された交渉の一環であった。前3回の交渉では比較的前

集団による陳情対策要領の制定
この要領の代表の方を、ご同様に
ついで業務課長に申請下さい。
山野田労働者代表者

向きの姿勢を示していた署は、この日態度を急変、話し合いを前進させようとしなければかりでなく、五人以上の交渉はダメ、12時までの約束だから終ると高圧的な姿勢を示した。

また、署の表玄関には「集団陣情お断り」の貼紙（写真参照）をするなど、反動化している。

西野田署は此花という大独占住反のお腹元にあることから、労基局一丈資本家の意図に最も敏感に反応したものと思われ、我々はこの事態を重視し、まき返しの斗いを進めていく必要があるだろう。

反撃へ向け 体制の再建を！

急がれる戦線の拡大

ピラミキ・中央労基
への抗議行動貫徹

国鉄環状線森の宮取でのピラミキ及び中央労基署への抗議行動が行われた。また7月14日にも、環状線森宮及び天蓋駅で早朝ピラミキが行われた。

7.9 7.22
対策会議開かる

中央労基署への警察導入、大阪労基局の反動通達に抗議して7月8日には、労金岩井組、全園一般ヨネミヤ、全金岩井計算センター、スタンダード労組などを中心とした労働者によって、

大阪労基局の手の平を返すよ

うな反動化に対し、改悪労災法に対する斗いを再度強化していかなければならないという気遣いも入り上つてきている。7月9日には全金田中機械食堂、7月22日には全港湾関西地本会議室とそれぞれの会場で、労災保険法改悪に反対する対策会議が行われた。会議では、改悪労災法は大阪ではまだ完全実施されていかなかったが、タイムリミットが迫り、大阪労基局も今までの一定の良心的ポーズを投げ捨て、強権的に被災者の首を叩こうとしていること、そしてこの状況をはね返していくためには、我々の戦線を飛躍的に拡大し、労基局包囲の体制が必要なることが確認された。

全金住吉ブロック
でも学習会

7月18日、全金大鋼シャリーング支部において、全金住吉ブロックの各支部の労働者が結集し、大鋼シャリーング支部の斗

京都

地方公務員災害基金も 年金は被災者に不利と認め

去る7月6日、地方公務員災害基金京都市支部とのサミット交渉が行われた。

前回までの交渉の成果あって支部は、今回の地方公務員災害補償法が改悪であって「傷病年金」によって、身分保障と補償額の二点において、被災者に不利益になることを認めた。(従来地方公務員の場合、各自治体の条例で100%補償が行われてきたが、傷病年金対象者の場合はどうなるかわからない)

とを安全センターの方から報告し、今後のとり組みについての一定の方向付けが行われた。

交渉の進行の中で基金側は「右の認識に立つて本部をつきあげているが、全国でも京都市支部しか向題にしていけないので弱い」との回答をしてきている。T君の首を守るためにがんばっている京都市役所労対(準)は「他府県でも地公災基金の追及」とよびかけている。



パンフ紹介

「首切り労行行政を糾弾しよう」

労災保険法改悪問題に關する詳細な解説書です

〔発行〕

関西労働者安全センター
労災保険法改悪阻止実行委

B4版 100頁 500円

「闘いはこれからだ」

労災保険法改悪糾弾

〔発行〕

関西労働者安全センター

A5版 200頁 100円

※残部があとわずかとなくなり
ました。取場学習会な
どにすぐ役立つパンフ
です。ので、早目にお申
しこみ下さい。

に對して、この闘争議中の労働者を中心に行政斗争を行つてきました。その中で、全国一般全金などで、この闘争体的に斗つてきた労働組合では、組合員個人々々の任意継続手続で健康保険の使用が出来ること、及び争議中は、労働者の生活状況を考慮して、負担保険金を無料化するといふ大きな成果を勝ち取つてきました。

該療所運営委員会では、この斗争が一定の成果をおさめていふことを一方で正しく評価するとともに、これを南大阪労働者だけの成果にするのではなく、全大阪のとして全国の労働者のものにしていかねばならないと考へていきます。またそうすることがこの成果を堅持していく道であると思ひます。

各職場、各地域で、生命と健康を守る運動をより一層強化し、斗い取つてきた成果を、大衆的普遍的なものにしていきます。

才一回運営委員会に向け 準備活動はじまる

事務局会議で確認

南大阪労働者診療所運営委員会は、7月16日事務局会議を用き、次の点を確認した。

一、健康保険資格喪失撤回斗争については、大阪府の出した提案内容を確認すること、及び、今後はもっと広汎な人々にこの問題を呼びかけ、闘いの輪を広げていく。

二、来る8月4日に、運営委員会幹事会を開き、この間の斗争

いの経過を報告し、9月17日に予定している才一回運営委員会総会にむけ、その準備活動を行つていく。

三、医療隊活動については、その目的を現状の中での具体的に明らかにし、再度その位置付けを行つていく。

以上の三点につき確認された。

会総告知 ののお知らせ

日時・9月17日(土) 午後1時〜4時半
場所・港会館 (弁天町駅下車3分)

運営委員会・委員長 橋井美信

連絡先 577-5235 574-8010

生命と健康を守る会

結成す！

斗いの中から医療奨学金制度を獲得

生命と健康を守る会（堀口恒次会長）結成と斗争経過並に勝利報告をします。

直接の勤機となったのは、全港湾沿岸南支部及又建材分会の書記長である久保田敏夫が去る6月9日に痔の治療に行った梅田にある痔専門の某診療所で受けた手術時に、特殊治療費として保険以外に20万円請求された事から始まり、その後、他の病院に入院をした事から関西労働者安全センターの三石氏に相談した結果、このようにした医療被害者の救済を目的とした本格的な「会」を作ろうという事になり、松浦診

養所職員全員の協力のもとに発足しました。

向題解決のための活動として、被害者の結集を呼びかける。被患者の配布と共に実態調査を行ないましたところ、通院患者全員が被害者である事ばかり、早速特殊治療費の返還運動を起すと同時に、当診療所に対しても申入書を出して交渉を重ねてきました。その結果次の通り確認して大勝利の解決条件を勝ち取りました。現在までの確認事項は、

- 一、特殊治療費の返還請求に対し、全部これにたじる。
- 二、今後は一切保険診療の範

三、久保田敏夫に対して入院・休業の更費補償をすると共に謝罪する。

四、生命と健康を守る会の趣旨に賛同し協力する。

（具体的方法として、

当守る会の趣旨を理解し、住民の生命と健康を守るために勉学に精神する医療関係の学生に対して医療奨学金制度（医療奨学会）を作り、優秀かつ良心的な医療技術者を育てるために資金の援助をする事。

五、奨学金資金は最初300万とし、以降毎月積立をしてこれを守る会医療奨学会運営委員会に渡し運営をまかす。発足は昭和53年4月とする。

地域住民の健康を守る中広い活動さ

今回の斗争を通じて特に感

じた事ですが、私達が団結を
して斗えばいかに巨大な組織
であるカルジオア医師会及び
現在の医療構造の中でめくめ
くと過ごしていた悪徳医師で
もこれを打ち破り、味方に引
き戻すこともでき、又私達の
監視のもとに置いて正当な保
険診療に戻らす事もできると
言う強い確信と自信を斗争の
中で学び得る事ができた訳で
す。又、住民に貢献する医療
技術者を育てるための医療型
学会の発足、並びに運営も一
たの形はできました。後は
これを軌道に乗せるのみとな

り、今後適用範囲の対象者を
拡げると共に組織された労働
者とその家族の健康を守るた
め、家族全員の健康管理手帳
を作り、常に健康に留意し
び地域住民の健康も守るた
めの中核に活動をして行きたい
と思いますので、生命と健康
を守る会の趣旨を御理解の上
共に結集して斗いの枠を拡げ
ていきましよう。

(文責 副会長 久保田敏夫)

★規約等詳しいことを知りた
い方はセンターか左記まで
TEL 06-574-8010

事務局だより

今号から、日頃の事
務局の活動のようすを
皆さんにお知らせする
ために、事務局だより
の欄を設けることにな
りました。今回は新面
の都合上、ホンのごあ

いさつ程度のことしな
掲載できないのか残念
ですが、……、
さて、安全センター
では現在、センターの
機能はいかにあるべき
か、が内わけています。

もうと皆なからの要請
に充分に応えられるセ
ンターに、ということ
でまず手始めに事務所
機能の有効性を高めよ
うと考えています。セ
ンターに各地から寄せ
られた資料・文献を多
くのくに利用してもら
えるように資料整理の

パンフ紹介
「自分達の健康は
自分達で守る」運動
交誼集会報告集
1部 200円+送料

前線から 東京 南

労災法改悪 阻止実行委

労災法改悪阻止実行委員会は、労災法改悪、傷病年金の件、及び、葛西匠大青戸病院の山本さん（看護婦）のケイワンについて東京労基局に交渉を要求し、6月7月の連続斗争で局を追い込んできている。

東京労基局はこの間、山本さんのケイワンの

業務外決定（向島労基署）に關して署の審査の不当性を追及されるや、阻止実行委、山本さんを守る会との交渉拒否、全館ロツクアウトをくり返してきた。しかし、6月17日の半日にわたる奥力斗争の結果、6月28日の交渉を設定させた。

6/28 東京局交渉 ケイワン業務外決定 について完全に居直る

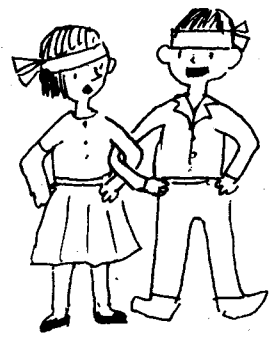
千葉労災管理課長は交渉の冒頭、「交渉なんてナンセンスだ。行政官庁には当事者能力はない。原処分をとり

消せというならその法的根拠を示せ」と話し合う姿勢を全く示そうとせず、交渉途中に席を立つありさまだった。

約一時間ゆたつて課長の姿勢を追及し、「発言のすべてを撤回する」という謝罪をとり、具体的な交渉に入った。しかし、千葉課長は山本さんの件に關し、「向島署の審査は慎重さに欠けた」と言わねるを得なかつたもの。「署の判断は基本的まちがいは思わない。重大な誤りはなかつた」と完全に居直り、「葛西の件についてはこれ以上話をしたくない」と席をたち、一方的に交渉を打ち切った。

7/13 東京局斗争 向島署の審査についての再調査を確認させる

6月28日の一方的交渉打ち切りに抗議し、7月13日、局の労災管理課に対し、交渉再開を要求し抗議斗争を貫徹した。夕方4時から9時半に及び追及の中で、向島労基署の審査のやりかた項目について再調査することを確認させた。



7/15 局審査官交渉

18日の参与会強行を断念させる

渡辺審査官との交渉を約束していたにも関わらず、局は全く不当にも労災管理課の職員10数名を使って入口でピケをほり、私たちを暴力的に排除しようという前代未聞の暴挙を行ってきた。私たちは40分間激しくやりあい、実力でピケを突破し、人数制限・時間制限を粉砕して審査官との交渉に入った。

被災者切捨に終始

する審査官の態度

渡辺審査官は、「事実確認・調査は行なぬ

- ① 青戸病院の仕事量(患者数と人員)の資料がデタラメであること——青戸病院の3時間の患者数と他病院の5時間の患者数をそのまま比較、
- ② 青戸病院だけ看護職の人員に学生を含め
- ③ 看護婦の60%が体の異常を訴えていた。(組合アンケートによる)
- ④ 職場内で山本さん

- ⑤ 他病院でもケイワンが多発している。
 - ⑥ 本人を診察したこともなく、カルテを偽造して書いた管理職の大森医師の意見書を採用したのは審査
- 含め3名がケイワンになっっている。という私達の追及の前に大森医師が管理職の立場にあるかどうか調査をする、という確約をせざるをえなかった。さらには18日の参与会強行を断念させることができた。

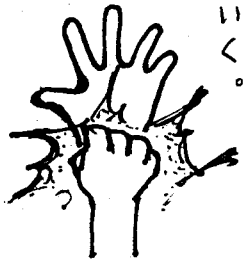
局は18日の確約を早くもホゴに!! 更に局の責任追及を!

こうした一連の斗いにより、山本さんに対する業務外処分を一定の歯止めをかけることができた。しかし、まだまだ予断は許されない。

労災管理課は再調査するといふ13日の確約を18日になって早くも反古にしてきている。私たちは近日中に労災管理課に対しその指導

の重大な誤りだ。という私達の追及の前に大森医師が管理職の立場にあるかどうか調査をする、という確約をせざるをえなかった。さらには18日の参与会強行を断念させることができた。

責任を追及するなまえである。山本さんの早期業務上認定獲得にむけ、また労災法改悪阻止、不当症、状態会拒否にむけて、8月を決戦期として今後も実力で闘い抜いていく。



前線から

大阪

”ゆしつらにもできぬんや”

全員斗争参加で次々成果を獲得

大阪府被災労働者同盟

をとしていて
頭と腰を痛
めた古屋さ
みん高知県なら
出久せぎで
こいらの成果は、今
日は堺、明日は古市と
府内各労働者を、遠方
もものともせずに通い
つめるゆはり強い闘
いを続けるなびで獲得し
たものです。そして、
同盟員のなかに「ゆし
らにもできぬんや」と
いう自信が生まれ始め
ています。

前号でも述べたように、大阪府被災労働者同盟は、6月20日なら改悪労災法のうち被災者の首切り

をぬらした傷病年金制度に反対して10日間の連続斗争を闘い抜いたが、その中で多くの被災者が同盟に結集してきた。

大阪に出てきて建設現場で働くうちに膝を悪くした吉名さんたちは、一たん労災認定をされながら、まだケが治っていないのに労災の打切りをされて困っていたのですが、ゆはり強くなったなびで再発を認めさせました。同じ

始した。その結果、町の鉄工所の一人親方で納品の帰りに交通事故にあつた丸岡さんは、同盟に参加して闘う中で、一人親方が入る労災保険に加入していたことがわかり、7月末に認定をもちとりました。自転車の部品をつくる会社でバネの検査を4年間続けてケイワンになつた川口さんや、タクシーを運転中にムチウチになつた池永さんたちも、苦しいなびであきらめずにたたなびて労災認定をもちとりました。また、主婦でトラックの運転手・助手

同盟はこのような情勢をふまえて、7月頃から3つのグループに分かれて新同盟員一人一人の労災認定を獲得する個別の認定斗争を用

した。また、主婦でトラックの運転手・助手

命紹介パンク

労災職業病

日本鋼管鶴見造船所
小野隆君の職業病・解雇
撤回斗争を支援する会

機関誌

一部二〇〇円+送料

京都

「休業を認めず解雇」の野望 砕く

阪神トラック労組

京都市の下請で大型ゴミの回収作業をやっていた阪神トラックは、組合の斗いで作業改善されるや否や、この4月、市と結託して大型ゴミ部門を閉鎖して組合員を解雇してきた。

阪神トラックには重労働による被災者が6人もおり、これらの被災者と解雇された者共々、解雇撤回をめぐって会社ばかりでなく元請の京都市を相手どってがんばり続けている。ところが、6人の休業被災者のうち、3人に対して京都市監督署より、「休業の必要性が疑わしい」とクレーム

ムがなされた。理由は「大型ゴミ部門が閉鎖される直前なら休み出した」という。解雇問題を見据えた政治的なものである。そこで組合（京都地

方合域労組）は早速、7月9日に30名で国交を打ちとった。当時者も含めた追及の前に、上記の理由はひっこのて6月分までの休業補償の支給は認められたもの。「それでも、職場復帰後一年も就労していて急に休むとはおぬしい」とひななされた。これに対しては、「本人の主張と医師の所見

を重視して再調査し、結論を出す」と約束させた。休業の必要性を否定し、就労させて被災者も解雇し更に組合を攻めようという監督署を使った会社のエゲツナイ攻撃も何となく未然に防ぐことができたわけである。

京都

7/11 京都労基交渉

マンカン健診データ公表を

確認す

結果公表を引延す 局を追及

昨年11月に、じん肺患者同盟の斗いの結果、

京都府下でじん肺・マンカン中毒健診が行なわれた。ところが、健診後ワケ月以上もたつのに未だにマンカン中毒の結果が発表されない

いのにしびれをきらせた同盟は去る7月11日に京都労基局と大衆交渉を行った。またこの交渉には、同じく京都府下のマンカン鉱山で働いている、マンカン中毒にかなり、松浦医師の診断で2月に申請しながら認定をひきのばされていく白木さんの斗争に取組ん

でいる大阪府被災労働者同盟も合流した。席上局は、健診結果の集約にまでどつてい

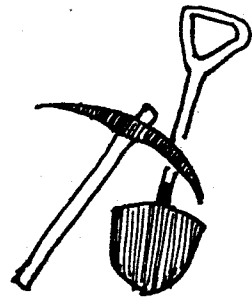
る言い訳に腐心した。いっどこまで進んでいる。女見体的に明らかになせよしと追及しても明らかにならなかった。そこで、中間発表もできない。いでは局の集約作業を信頼できないから、と

「結果発表時にナマのデータも併せて明らかにする」事を約束させた。

白木さんの認定を約束

一方、白木さんの認定については、既に労働省へりん伺されて局の手を離れているとの

事であったが、「りん伺する事自体が通達違反だ」との追及にグウの音も出ず、認定を約束した。



理由にもならない理由を持ち出し、労災の現認、及び、通院の補償について事実上否定的な態度をとっているのである。「あつものにこりてはますをふくしではないが、頸腕・膝痛の発生を認めない。遂にレントゲンでも明らかなら骨折でも労災を認められないというふうしようもないところへ追いこまれていく。

都島

組合員が労災事故

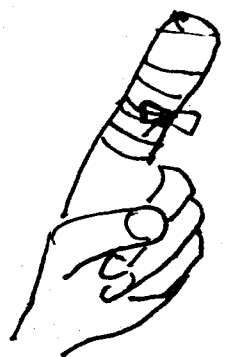
―現認をしづる園側―

全国一般合労 都島友の会支部

長期争議を堅持している全国一般合労都島友の会支部で、去る7月18日、組合員保母の熊本さんが保育中、鉄のドアで指をつめるという事故(骨折全治3

週向)が起った。労働災害・職業病の問題を最重要課題としている当支部ではこの事故を重視し、さっそく友の会側に、労災としての手続を行い、通

院の補償を行うように要求したが、園側は不当にもこゆらの要求に難くせをつけ、事実上労災申請の手続を怠り続けている。7月27日の団会の場に於いても①事故の発生状況について、の証言が食い違っている。②事故発生後すぐ届出を行っていない。③園の指定病院に行っていない。などの



豊田

トヨタ自工戦線と交流

名古屋にも安全センターを

いに起ちあがる、との事であつた。斗いと言つても団交権はないので、帰宅後職制の自定を訪問したり、あの手この手で責任追及して

大企業では労使あげてのゼロ災運動の陰で多くの被災労働者が泣かされてゐる。トヨタ自工もその例にもれぬが、そうした厳しい状況の中で、トヨタ自工戦線は数々の企業内認定をとつてきている。

それ以外にも胃腸病、肝臓障害(有機溶剤の関係か?)が極めて多いと報告された。いもななゆらず、誰もな会社にいらまれるのを恐れ、つちもさつちもいなくなつてはじめて

「労災ではないか」と申し出ただけで圧力をかけてきたという事実をとことん追及して労災扱いにさせてきたが、これからはどうしても専門家の協力がいる。



と安全センターが去る7月18日、現地で交流会をもつた。自工戦線の労働者は口々に、不況の中で労働者の数は減りながら生産台数は確実に増え、その過重労働のすさまじさを訴えた。そして、大部分の者がライン作業で腰痛・ケイ腕になかり、

去る6月25・26日の2日、東京の星薬科大学で3回薬学生ゼミナールが行われ、

東京

3回薬学生ゼミナール南なる

安全センターも総会講演に参加

毎回の総会講演では、国立療養所東京病院長の砂原茂一、全センターが、「労安法改憲に見る医学の階

秘的役割と、南大阪労働者診療所の実践について講演した。将来医療従事者となる薬学生は、特に、診療所の史

神戸

定時制生徒のための 労災職業病講演会開かる

定時制の生徒にとつて労災職業病は切つても切り離せない問題である。が、にもなわらず、大阪の市岡高校が3年前に特活の時間と入り入れた他には、正規の学習時間にとり入れていた例を見ない。こうした現状に対して、神戸で定時制ニユースを配り続ける仲間が「定時制で労災職業病教育を」とり組んだ。各定時制高校をまわり申し入れを続けていくがなかなか実現

現の運びにならず、それではまず自前でとる7月10日に「職業病」集会を開いた。集会には定時制の仲間ばかりでなく、地域の労働者もかけつけ約70名が参加した。北理労職対の豊田氏の講演と定時制の日の体験報告、関西労働者安全センターの労災保険のしくみについての説明を聞き、質疑応答も活発に行われた。

まごい度

夏期カンパのお願ひ

先号で夏期カンパへの協力を不願ひしたところ、早速、読者・会員の皆さんからカンパが送られてきて事務局員一同感謝しています。現在までの集計は、
(ア) 237,250円です。

事務局がよりでも書いたようにセンターの事務所をもっと有効に使用し、と現在資料整理を進め、読者・会員の方、その他多くの人々にセンターにある資料を払いの役に立ててもらえる体制づくりを急いでいます。必要な資料は更に購入していかねばなりません。印刷機等の月賦支払いもまだ残っています。財政の確立が追いつく前に情勢は安全センターにもっと中たいといとそれを支える体制づくりを要求してきます。事務局員一同はもちろん今後とも会員・購読者の拡大等の財政基盤拡大の努力は続けていかねばなりません。当面、皆さんからのカンパ協力をお願いしなればやっていけないのが現実です。安全センターの財政事情を御理解の上夏期カンパへの御協力をよろしくお願ひします。また、会費・購読料滞納の方も納入を早めによろしく

会計報告

5月分

● 収入

会費	236600
*1 機関誌	84740
*2 カンパ	136940
資料	3615
パンフ	4230
合計	466130
先月の 繰りこ	189375
	655505

6月の繰りこ 299672円 //

● 支出

事務関係	31243 加ス・電太 新聞代, ファックス月賦, 事務用品。
機関誌	58220 36号印刷代
活動費	64580 4月分電話, 出張交通費,
パンフ	30000 国会対策報告パンフ印刷合担金
郵送費	21790 機関誌発送費, 振替手数料等
人件費	150000 事務局員4名 4月分の残り
合計	355833	

*1 広告掲載料, 購読料

*2 大口カンパ 10万円を含む

6月分

● 収入

会費	222200
*1 機関誌	181519
*2 カンパ	145896
資料	2690
パンフ	29380
合計	581685
先月の 繰りこ	299672
	881357

7月の繰りこ 38324円 //

● 支出

事務関係	116713 印刷代, 文庫費 5・6月分, 加ス・電太・新聞 月賦(ファックス), 粘着文房具
機関誌	50200 37号印刷代
活動費	214600 5月分電話, 抗議人加干印刷代, 事務局員の 出張及び活動交通費の一部
郵送費	21520 機関誌発送, 振替手数料, 事務連絡発送
人件費	440000 事務局員4名の5・6月分
合計	843033	

*1 広告掲載料, 購読料 (滞納大口含む)

*2 斗争勝利の連捷の夏朝カンパ 10万円
を含む

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版な
ど、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋筋5-19-4